

東日本大震災に係る税制上の措置について

1 被害を受けられた方

大震災により、住宅や家財等に損失（被害）を受けた方は、所得税の雑損控除が受けられ、平塚税務署で手続きを行うことで、所得税が還付となる場合があります。

詳しくは、平塚税務署へお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご確認ください。www.nta.go.jp

また、市県民税についても、同様の措置がありますので、詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 所得税に関すること 平塚税務署 0463-22-1400
- 市県民税に関すること 秦野市役所市民税課 0463-82-5130

2 義援金の取扱について

被災地の自治体への寄付金、自治体を通じての被災者への義援金は、「ふるさと寄付金」として、市県民税、所得税の控除が受けられます。また、日本赤十字社や中央共同募金会等などへの義援金についても、「ふるさと寄付金」として控除が受けられます。詳しくは、総務省東日本大震災関連情報ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) をご確認ください。下記までお問い合わせください。

- 所得税の控除に関すること 平塚税務署 0463-22-1400
- 市県民税の控除に関すること 秦野市役所市民税課 0463-82-5130